

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記	○	
④	④	④	④	○	○

※該当箇所には「」すること。

(ふりがな)

につぼんいしんのかいさんぎいんひれいくだい38しぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第38支部

2 主たる事務所の所在地 東京都文京区湯島1-10-5
湯島D&Aビル6F

3 代表者の氏名 石井 苗子

4 会計責任者の氏名 橋本 範子

5 令和 4 年分

団体コード	1	2	8	0	0	5	4	0	4	P	2	0	2	0
前年繰越額	2,625,752 円													

事務担当者の氏名 橋本 範子

電話番号 03-6550-1115

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input checked="" type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体
<input type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

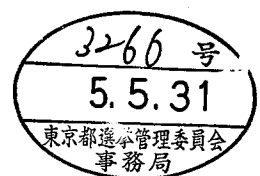
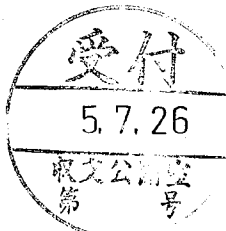
資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	_____ (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>石井 苗子</u>
公職の種類	<u>参議院議員</u> (現・候)

(*) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(*) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなかった場合のみ記入のこと。



受 付	審 査	確 認	消 込

2462

004590

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	12,625,752
(前年からの繰越額)	2,625,752
(本年の収入額)	10,000,000
支 出 総 額	12,027,357
翌年への繰越額	598,395

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	2,500,000	R4/1/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
2	日本維新の会 本部	2,500,000	R4/4/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
3	日本維新の会 本部	2,500,000	R4/7/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
4	日本維新の会 本部	2,500,000	R4/10/25	大阪府中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	10,000,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	7,376,536		
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	446,299		
(4) 事 務 所 費	470,000		
小 計	8,292,835	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2,672,609	360,000	
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,061,913	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	315,013		
イ 宣 伝 事 業 費	746,900		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	3,734,522	360,000	
合 計	12,027,357		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機保守・消耗品代	23,333	R4/1/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
2	通信費	13,087	R4/1/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
3	コピー機保守・消耗品代	35,813	R4/2/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
4	通信費	13,084	R4/2/28	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
5	コピー機保守・消耗品代	55,784	R4/3/22	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
6	通信費	13,084	R4/3/28	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
7	コピー機保守・消耗品代	42,908	R4/4/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
8	通信費	13,087	R4/4/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
9	コピー機保守・消耗品代	12,179	R4/5/23	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
10	通信費	13,087	R4/5/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
11	通信費	13,087	R4/6/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
12	コピー機保守・消耗品代	10,829	R4/7/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
13	通信費	13,087	R4/7/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
14	コピー機保守・消耗品代	13,898	R4/8/22	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
15	通信費	13,087	R4/8/29	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
16	通信費	13,087	R4/9/27	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
17	コピー機保守・消耗品代	63,704	R4/11/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
18	通信費	26,498	R4/12/5	GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セリアンタワー11階	口座引落 徴難
19	コピー機保守・消耗品代	26,829	R4/12/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
	その他の支出	16,747				
	合 計	446,299				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会計監査料	330,000	R4/12/22	公認会計士 森孝義事務所	東京都板橋区加賀1-21-1-614	
2	経理事務委託料	110,000	R4/12/22	アークネット・ビジネス・コンサルティング(株)	東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階	
3	家賃	30,000	R4/12/26	特定非営利活動法人日本臨床 研究支援ユニット	東京都文京区湯島1-10-5湯島D&Aビル6 階	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合 計	470,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ETCカード利用交通費	118,230	R4/1/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
2	ETCカード利用交通費	139,986	R4/2/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
3	ETCカード利用交通費	125,250	R4/3/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
4	ETCカード利用交通費	142,515	R4/4/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
5	ETCカード利用交通費	141,035	R4/5/9	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
6	ETCカード利用交通費	289,402	R4/6/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
7	ETCカード利用交通費	318,272	R4/7/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
8	ETCカード利用交通費	147,717	R4/8/8	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
9	ETCカード利用交通費	309,279	R4/9/12	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
10	ETCカード利用交通費	72,192	R4/10/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
11	ETCカード利用交通費	90,096	R4/11/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
12	ETCカード利用交通費	35,635	R4/12/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	口座引落 徴難
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		1,929,609				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	30,000	R4/1/27	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
2	会費	30,000	R4/2/24	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
3	会費	30,000	R4/3/31	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
4	会費	30,000	R4/4/28	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
5	会費	30,000	R4/5/26	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
6	会費	30,000	R4/6/16	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
7	会費	30,000	R4/7/26	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
8	会費	30,000	R4/8/31	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
9	会費	30,000	R4/9/30	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
10	名簿管理費	363,000	R4/10/10	Sansan株式会社	東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル13F	
11	会費	30,000	R4/10/25	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
12	会費	30,000	R4/11/22	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
13	会費	30,000	R4/12/22	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	
14	会費	20,000	R4/12/25	岬まき後援会	愛知県北名古屋市長九之坪東町42-1	
15						
その他の支出						
合 計		743,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					印刷製本費・発送代等	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	発送費	315,013	R4/1/27	株式会社山口封筒店	東京都中央区八丁堀2-4-6	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		315,013				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ポスター印刷・デザイン費用	746,900	R4/3/1	(株) Go West	東京都渋谷区代官山町17-1-1107	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合 計	746,900				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

行番号	支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
1	組織活動費	30,000	R4/1/27	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費1月分
2	組織活動費	30,000	R4/2/24	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費2月分
3	組織活動費	30,000	R4/3/31	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費3月分
4	組織活動費	30,000	R4/4/28	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費4月分
5	組織活動費	30,000	R4/5/26	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費5月分
6	組織活動費	30,000	R4/6/16	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費6月分
7	組織活動費	30,000	R4/7/26	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費7月分
8	組織活動費	30,000	R4/8/31	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費8月分
9	組織活動費	30,000	R4/9/30	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費9月分
10	組織活動費	30,000	R4/10/25	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費10月分
11	組織活動費	30,000	R4/11/22	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費11月分
12	組織活動費	30,000	R4/12/22	東京維新の会	東京都新宿区四谷3-4-8 シャンブル戸張ビル4階	会費12月分
13						
14						
15						
	合計	360,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 30日

政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第38支部

会計責任者の氏名 橋本 範子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)


(印)

令和5年5月30日

日本維新の会参議院比例区第38支部

代表 石井 苗子 殿

登録政治資金監査人

森 孝義 

登録番号 第 5175 号

研修修了年月日 平成29年2月17日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第38支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会参議院比例区第38支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会参議院比例区第38支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院比例区第38支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。